InterRisk Report No.09-056

2009.8.31

PL Report ＜2009 No.5＞

国内の PL 関連情報

エレベータの保守制度の整備を検討

（2009 年 7 月 8 日　建設通信新聞）

国土交通省の諮問委員会である昇降機等事故対策委員会は 2009 年 7 月 7 日、「エレベータの維持保全のあり方」について、エレベータメーカーと独立系保守管理会社からヒアリングし検討を開始した。

エレベータメーカーからは、昇降機の点検・整備につき保守会社の認定・資格制度や事故情報の公開制度の制定を求める意見が出された。独立系保守管理会社からは、メーカーによる製品情報の提供が不十分であるとして、整備マニュアルの義務付けを求める等の意見が出された。

ここがポイント

現在、国内エレベータの保守管理には製造者系と独立系の保守管理事業者が並存しています。エレベータ製造者には業界団体があるものの、保守点検事業に関して業界団体はなく、保守点検の内容が業界内で統一されているわけではありません。保守管理に関する提供情報もエレベータ製造者ごとに異なっているのが実態です。今後は、政府や両業界が保守管理のあり方につき協議を重ね、統一された体制が早急に確立されることが望まれます。

多くの事業分野では、業界団体を通じて製品の安全性を高める努力がなされ、製品の製造販売事業の発展が進められています。エレベータ事業では保守管理の業者も含めた安全実現のための協議が十分になされてなかったことが、市場における事故発生に繋がったものと思われます。製造事業者も保守管理業者も定期的に業界各社の情報交換を行い、使用者安全についての認識の共通化を図ることで、市場に適切に対応していくことが重要です。

鍋底の汚れでガスコンロの安全装置作動せず

（2009 年 7 月 23 日　NHK ニュース）

油の入った鍋をガスコンロにかけたまま火を消し忘れ、安全装置があるにもかかわらず火事になるケースがあり、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）が原因を調査した。実験の結果、安全装置のセンサーが接する鍋の底が著しく汚れていると、熱感知ができず安全装置が機能しないことが明らかとなった。

ガスコンロの火の消し忘れによる火災事故は毎年、全国で 5,000 件前後あり、自動的に火を消す安全装置をつけることが義務づけられたが、安全装置が作動せず火災につながったとみられるケースがあることから調査されたものである。経済産業省は、調査結果を踏まえ、安全装置を過信しないよう注意を呼びかけることにした。

ここがポイント

NITEの再現実験では、鍋底が著しく汚損している状態では油量に関係なく発火に至ることが確認されました。一般的な汚れであれば調理油加熱防止装置が油温を感知できるのですが、想定以上の汚損状態の場合は感知しないことがわかりました。安全装置は、設定した一定の条件でのみ作動するものであり、今回の事故はその作動範囲や条件設定に不十分な点があることを示した結果となりました。

安全装置の設定においてはどの範囲を対象とするか、何を防止するかを十分に検討するだけではなく、装置の限界を確認し、その不作動条件における使用の危険性についても検討を行なう必要があります。

製品製造事業者としては、自社製品のリスクアセスメントの方法が市場の使用環境に適応しているか、安全装置の能力限界などの情報提供が十分であるかを、市場の動向にあわせ定期的にレビューすることが重要といえます。

SGマーク製品のリコールの8割が海外製

（2009年7月30日　朝日新聞速報ニュース他）

2003年度以降、財団法人製品安全協会が認定した製品（SGマーク製品）のリコール31件のうち、8割以上が海外製品であった。SGマーク製品を製造する工場は3分の1以上が海外にあり、うち中国の工場が7割近くを占める。

リコールされた製品は、認定当初は SG 基準を満たしていたが、製造を続けるうちに品質が悪化していったケースが目立つ。

財団法人製品安全協会は技術指導を兼ねて国内外の製造工場を立ち入り調査しているが、海外工場の調査回数は限られているため、今後、中国の公営の検査機関と提携していくことにしている。

ここがポイント

SGマークは、消費生活用製品安全法に基づいて設立された財団法人製品安全協会が、安全性品質に関する認定基準に適合した製品に表示を認めているものです。SGマーク認定基準は任意規格ですが、消費者代表、製造・輸入事業者代表、学識経験者・中立委員の3者からなる委員会で審議された信頼性の高い基準です。認定時の基準を維持するのは製造者の責任ですが、製品安全協会も適正・確実な品質管理がなされるよう指導しています。しかし、海外生産拠点の指導のために現地調査をするには頻度に限界があるのが実情です。

SGマーク認定品のリコールが多発していることは、SGマークの信頼性を脅かすものとなっています。認定取得事業者は自社製品の信頼性や市場における安全確保のため、定期的な品質管理のチェックを行なう必要があります。特に材料や部品の調達や組立を海外にアウトソースする場合は、ロットごとの品質確認検査を行なうなどの管理システムの確立が重要となります。

海外の PL 関連情報

米国政府が州の不法行為法の優先尊重を指示

米国大統領は、5 月 20 日、各州の不法行為法を尊重して連邦規制の優先問題に対処するよう各行政機関へ通達を出した。前政権のもとでは、連邦の行政機関が作成する規制（連邦規則）の序文に、「連邦規制に適合していれば、州法に基づく損害賠償請求訴訟が認められない」という趣旨の文言を入れ、連邦規制の優先を主張するケースが増えていた。今回の通達は、これに反対し、連邦規制優先の傾向を抑制することを目的としている。

同通達は、十分な法的根拠がある場合を除き、行政機関は連邦規制の優先を主張してはならないとし、以下の 3 つのルールを示した。

- 行政機関は、規制の序文に、連邦規制優先条項を入れてはならない。但し、規制の本文にも連邦規制優先条項を入れる場合を除く。
- 連邦制度の原則によって正当と認められるものでない限り、行政機関は、規制本文に連邦規制優先条項を入れてはならない。
- 行政機関は、過去 10 年間に発行された規制を本通達で示した観点でレビューし、規制の改定を含めた対応をとらなければならない。

ここがポイント

米国では、PL 訴訟は、連邦法ではなく、州法に基づいて行われます。また、連邦法と州法が異なるときは、連邦法が優先適用される場合があります。従って、製品が連邦規制に適合している場合に、州法に基づく PL 訴訟が認められるのかという議論があります。実際に、PL 訴訟が認められないとした連邦最高裁の判決も出ています。

今年になって民主党選出の大統領が就任し、米国議会も上下院とも民主党が支配することとなり、いくつかの動きがあります。米国議会では、連邦法の中に、「連邦規制に適合していることは、州法に基づく損害賠償請求を排除するものではない」という趣旨の条項を盛り込む修正法案がいくつも提出されています。立法と行政で連邦規制の優先適用を抑制する方向に動くことにより、司法の判断も連邦規制の優先適用を認めない方向へ流れることが予想されます。

製品安全規制への適合は PL 訴訟を排除しないものと考え､強制基準への適合だけでなく、製品の安全性について十分なリスクアセスメントを行うことが求められます。

給湯器の高温は消費者期待基準で欠陥なし

オハイオ州控訴裁は、4 月 3 日、給湯器の設計欠陥訴訟において、消費者期待基準に照らし欠陥ではないとの判断を出した。

事件は､職場のコーヒーサーバーに付属した給湯器から熱湯をポリスチレン製カップに注ぎ､カップを運んでいるときに親指でカップをつき破り、カップを振り払おうと手を振ったため、腕や手や顔に熱湯がかかって火傷を負ったというものである。原告は、通常の消費者が期待するレベルより高温で危険な湯となるため欠陥給湯器であると主張した。また、給湯レバーが赤色で「高温」との表示だけでは、華氏 200 度（摂氏 93 度）の湯に対し不十分な警告であると主張した。

控訴裁は、熱湯は不合理な程高温ではなく、また、明白な危険であると指摘した。さらに、製品は、給湯口から紅茶用の高温の湯を注ぐという、消費者が期待する機能を有しているとして、設計欠陥ではないと判断した。警告欠陥の主張についても、過度に高温ではないとして主張を退けた。

ここがポイント

オハイオ州では、欠陥の判断基準として危険効用基準がとられていますが、1997 年の PL 法改正以前は消費者期待基準が採用されていました。今回の事件では、給湯器の設計がそれ以前になされていることから、消費者期待基準の採用を裁判所が認めたものです。

以前、ハンバーガーショップでのコーヒーによる高齢者の火傷事故で高額な評決が出された有名な事件がありましたが､それ以来､飲料が高温であることに関して訴訟が増えました。本件では、熱湯の温度が業界他社の製品の熱湯温度より若干低温であったことも、被告の無責に繋がる要素となりました。機能を満たすためには、一定以上の温度の熱湯になるように設計をしなければなりませんが、必要以上に高温にすることはありません。製品の機能設定において、必要な性能は満たしながら、できるだけ安全サイドの仕様となるように配慮することが重要です。